

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成24年9月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	玉田地区	平成24年2月10日
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路新設事業)	又ヶ谷地区	平成23年12月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	平柳地区	平成24年1月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大原地区	平成24年1月18日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上新田地区	平成24年1月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	奥池地区	平成24年3月12日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	神楽田池地区	平成24年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	百々池地区	平成24年3月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	宮谷下池地区	平成24年4月28日